

(委託その他(建設工事を除く。))

# 誓 約 書

下記 1 の契約の締結（以下「本契約」という。）に当たり、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

なお、売払者がこの誓約書の写し及び下記 2(5)の情報を兵庫県高砂警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、売払者が警察署長に下記 2(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を売払者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は高砂市関係組織に提供することについて同意する。

## 記

1 契 約 名 東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却  
2 誓約事項

- (1) 買受者は、暴力団等（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (2) この契約の一部について第三者に行わせる契約（以下「再委託契約等」という。）を締結するに当たり、暴力団等を契約の相手方としないこと。
- (3) 買受者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡しないこと。
- (4) 買受者が前 3 号のほか、本契約書及び本契約に係る「暴力団排除に関する特約」の条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他売払者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (5) 売払者が、買受者又は再委託契約等の相手方が暴力団等に該当するのかを確認するために、その役員等（買受者又は再委託契約等の相手方が、個人である場合にあってはその者、法人である場合にあってはその役員及びその支店又は常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、買受者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を売払者に提出すること。
- (6) 買受者は、本契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、売払者に報告するとともに、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- (7) 買受者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには買受者に報告するとともに、売払者にも報告し、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。
- (8) 買受者は、再委託契約等の相手方から不当介入を受けたという報告を受けたとき又は再委託契約等の相手方が当該再委託契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、売払者に報告するとともに、警察署長へ届け出て、当該再委託契約等の相手方とともに捜査上必要な協力をする。

年 月 日  
高 砂 市 長 様

住 所  
(所在地)

氏 名  
(法人名)  
(職氏名)

㊞

## 役 員 一 覧 表 (誓約書 2 (5)関係)

[記載方法]

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合にあっては代表者を、法人の場合にあってはその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員※）及びその支店又は常時契約を締結する事務所の代表者を記載してください。
- ※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第21号ロに規定する役員とは、買受者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該買受者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

[illegible]